

個別施策の取組状況（緩和策）

基本方針	取組方針	基本施策	No.	個別施策	取組内容	新規/拡充/継続	※効果の分類	スケジュール	主管課	進行状況			令和4年度実施内容	評価・検証	今年度以降の取組み	まとめ (環境・地域エネルギー課で記載)
										事業化 45	検討中 34	未着手 8				
再生可能エネルギーの利用促進と地産地消の実現	〇〇〇 安新再 全た生 ・な可 安地能 心域で 産エネ 活業力 の振る 興の 最大限 導入に 向けた 仕組 みづくり	再生可能エネルギーを活用した産業の活性化	1-1	民間事業者への再生可能エネルギーの普及支援	産官学が連携し、民間事業者が再生可能エネルギーを積極的に導入するために必要な情報を共有し、互いに支援しながら進める体制を構築する。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○			令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し再生可能エネルギー普及促進のための事業化支援をする場として、再エネ部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた再エネ部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、再エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。	・産官学の連携については、松本平ゼロカーボン・コンソーシアムにおいて再生可能エネルギー部会を立ち上げ、産官学の連携による具体的な事業創出を目指した取組みを開始した。 ・地域エネルギー事業会社については、事業内容・事業性・運営体制・構成等を客観的かつ現実的な視点で業務委託により検討した。 ・地域裨益型再エネ導入モデルの構築については、脱炭素先行地域のスキームを活用し、乗鞍地域において地域裨益型再エネ導入モデルの構築に向けた動きを開始した。 ・市有施設への再エネ導入については、岡田第2配水地におけるマイクロ水力発電設備の設置について事業化を決定した。 ・その他再エネ普及に向けた取組みについては、家庭向けとしては松本「0円ソーラー」登録プランの創出等、新たな再エネ導入手段の普及に向けた周知・啓発に着手した。また昨年度から引き続き家庭用木質バイオマスストーブ等の設置に対する補助金交付し購入支援を行った。 ・事業者向けとしては太陽光発電設備導入加速化補助金の制度準備及び周知を行った。
			1-2	再生可能エネルギービジネスの事業化支援	産官学が連携し、再生可能エネルギー開発を拡大するため、ビジネス化に向けた事業化支援スキームを確立し、各企業のマッチングなど、事業化に向けた支援を行う。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○			令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し再生可能エネルギー普及促進のための事業化支援をする場として、再エネ部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた再エネ部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、再エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。	
			1-3	地域新電力の設立など地域エネルギー供給事業の具体化	産官学が連携し、市内の事業者を中心とした地域エネルギー供給会社の設立を目指す。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○		地域内における再生可能エネルギーの開発、調達及び供給など、脱炭素に関する事業の中核的役割を担う地域エネルギー事業会社（地域新電力とほぼ同義）について、事業内容、事業性、運営体制、構成等を客観的かつ現実的な視点で業務委託により検討した。	令和4年度の主な調査結果 ・一定条件で事業性を確認 ・中核含む参画者候補を確認	中核に対して意欲的な地元事業者を中心に、関係者と協議を行い、事業計画全体を具体化した。地域エネルギー事業会社の設立検討を進める。	
			1-4	事業初期の資金支援	市内事業者による再生可能エネルギーを活用した事業に対し、金融機関等からの支援が受けにくい事業初期（調査・設計等）を支援する補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入を促進する。	継続	B	継続実施	環境・地域エネルギー課	○			松本市再生可能エネルギー導入支援事業を実施した。	令和4年度では1件申請があり、9月補正での計上を目標として庁内調整を進めたが、申請者側の都合により申請取り下げとなったため、交付は見送りとなった。	令和5年度も継続して実施すると同時に、情報収集をしながら、支援要否を見ていく。	
	新技術の導入	1-5	再生可能エネルギーに関する新技術の導入に向けた検討	産官学が連携し、国内外で開発された再生可能エネルギーに関する新技術の情報収集及び共有をおこない、新技術の普及促進を検討する。	新規	B	2050年まで	環境・地域エネルギー課	○			令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し再生可能エネルギー普及促進のための事業化支援をする場として、再エネ部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた再エネ部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、再エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。		
		1-6	仮想発電所（VPP）の導入に向けた検討	太陽光発電の大量導入と電力の安定供給の両立を図るため、出力変動を蓄電池等で補う「仮想発電所（VPP）」の導入に向け、実証試験の実現を目指す。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	将来的なVPP導入に向けた情報収集を実施した。	現時点での実現可能性は低いため、情報収集は行っているものの具体的な取組みは未着手。	引続き技術動向や他地域での実証例について注視する。		
	地域内エネルギー利用の推進	1-7	地域マイクログリッドの構築	送配電会社と協力して既存配電線と再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドを構築し、災害時の自立分散型電力供給を実現する。	新規	D	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	波田駅周辺地区再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託において、地域マイクログリッドの導入可能性を検討した。	調査結果として、近接する公共施設（波田文化センター・波田保育園・波田体育館）への一括受電の導入による再エネ電源の地産地消費率向上の可能性が示された。	令和5年度に、波田駅周辺地区において官・民両施設を対象とした地域マイクログリッドの導入計画策定事業を民間主体で実施する。市も共同事業体として本事業に参画し、実現に向けた検討を実施する。		
		1-8	地域内エネルギー供給システムの実現	大規模施設の整備や複数施設からなる面的整備に際し、バイオマス・温泉熱・地中熱・下水熱等の再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムを活用した熱供給（融通）等の地域内エネルギー供給システムの実現を目指す。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	波田駅周辺地区再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託において、新設する松本市立病院の熱源として、木質バイオマスボイラーやマイクロコージェネレーションシステムの導入を検討した。	波田駅周辺地区の熱供給について、地域内での熱需要施設が病院等の一部施設に限定されており、地域内での融通といったエネルギー供給システムはポテンシャルが低い。	波田駅周辺地区以外での導入可能性も含め、熱供給（融通）等の地域エネルギー供給システムの実現について、引続き検討を進めていく。		
	円滑な導入に向けた支援	1-9	関係機関との連携強化	国・長野県・市町村等の関係機関との連携を図り、円滑な再生可能エネルギーの導入を推進する。	継続	B	継続実施	環境・地域エネルギー課			○	長野県の事業について市民への周知を行った。また松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの枠組みを使用し、国の事業について会員への周知を行った。	国・長野県・市町村の制度を合せて市民や事業者者に周知することで、より効果的な周知が行えていると考える。	引続き長野県担当者との接触や松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの枠組みの活用を通じて制度の共有を行っていく。		
		1-10	自然環境や地域との調和を図った円滑導入の推進	再生可能エネルギー導入を適正に導入するための条例等を制定し、自然環境に配慮し、地域との合意形成を十分に図るなど、円滑な導入を推進する。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	自然環境や地域と調和を図った太陽光発電の導入に向け、庁内関係課会議を計3回実施し、条例の制定に向けた検討を実施した。	事業の流れや抑制区域について、関係課と調整を図ることができた。	長野県が制定に向けて検討している条例の内容を注視しながら、令和5年中の制定を目指す。		
		1-11	再生可能エネルギーの電力系統接続に関する課題解決の検討	再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、電力系統や変電所の容量不足に伴う発電事業者の増強工事費負担などの課題に対し、解決に向けた検討を関係機関及び事業者とともに進める。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	電力会社とは随時情報交換をすることとしている。	令和4年度には電力会社から具体的な相談はなかった。	将来的な課題として状況を注視したい。		
	環境への配慮	1-12	事業終了後の再生可能エネルギー設備の適正な処理の推進	発電事業者に対し廃棄物等処理費用の積み立てを義務化する改正再エネ特措法の施行による動向を注視するとともに、不法投棄などに対する対策を検討する。	新規	E	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	太陽光発電の適正導入に関する条例の制定に向けた検討を行った。条例の中では太陽光発電の設置後の維持管理や廃棄後の対応について規定することを考えている。	他自治体の条例を参考にしながら、規定内容を検討した。	条例は令和5年中の制定を目指している。また、環境省において、太陽光パネルのリサイクルを目指した法的措置の検討がなされる見込みであることから、国の動向にも注視していきたい。		
	公共施設への再生可能エネルギー率先導入の推進	1-13	松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の強化及び推進	再エネ導入により公共施設の脱炭素化を図るため、松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を強化・推進する。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	令和4年度に松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定し、再エネ導入目標を強化した。また目標達成のため、太陽光発電設備及びLEDの導入に向けた検討を実施した。	令和5年度に太陽光発電設備及びLEDの導入可能性調査を実施するための準備を完了した。	太陽光発電設備については、令和5年度に導入可能性調査を実施し、R6年度からは調査結果に基づき最適な導入方法をもって順次導入する。LEDについては、令和5年度に本庁舎・東庁舎へ導入する。またその他の公共施設については令和5年度に導入に向けた調査を実施し、R6年度から順次導入を図る。		
		1-14	太陽光発電設備の導入拡大	施設所管課と連携し、PPAを活用する等、公共施設へ太陽光発電設備の更なる導入を進める。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	施設所管課等にヒアリングを実施し、太陽光発電設備の導入可能性のある施設を抽出した。	令和5年度に太陽光発電設備等導入可能性調査を実施するための準備を完了した。	令和5年度に太陽光発電設備等導入可能性調査を実施し、R6年度からは調査結果に基づき最適な導入方法をもって順次導入する。		
		1-15	太陽熱利用設備の導入拡大	施設所管課と協業し、熱利用の多い公共施設を分析した上で太陽熱利用設備の導入を実現する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	波田駅周辺地区再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託において、新設する松本市立病院の熱源として、太陽熱利用設備の導入可能性を検討した。	調査結果として、屋上スペースなどへの導入ポテンシャルは認められたが、太陽光発電設備の設置スペースと競合することから、設置の優先度は低い結果となった。	太陽光発電設備と設置スペースが競合しない施設等の条件のもと、導入検討を引続き進めていく。		
		1-16	上水道施設への導入	安定した水量が確保できる上水道施設への小水力発電導入を進める。	拡充	B	2030年まで	上水道課			○	1 寿配水地小水力発電所は、昨年度574,894kWh発電した。 2 新たにマイクロ水力発電設備の設置に向け、R3年度に実施した可能性調査により抽出された9施設の基本設計を実施し、岡田第2配水地での事業化を決定。更に、RFIによる情報提供を受けての機器及び業者選定を実施した。	1 R3年度に対し△28,621kWhであるが、落雷被害及び松塩水道用水の送水制限の影響を受けたものである。 2 既設の水位調整弁を発電設備に置換することで、その更新費用が不要となり、採算性が確保され事業化した。	1 寿配水地小水力発電所は、定期点検を計画通りに実施し、安定した発電を継続する。 2 岡田第2配水地への発電設備設置は、選定された業者と設計施工一括発注方式で契約を締結する。詳細設計を実施し、R8年度の発電開始を目指す。		
		1-17	クリーンセンターのごみ焼却余熱利用の推進	ゴミ焼却余熱利用による発電及び熱利用を引き続き実施し、クリーンセンター建替えの際には、余熱利用設備の効率向上を目指す。	継続	B	2030年まで	松塩地区広域施設組合			○	ごみの焼却により発生する熱で蒸気発電を行い、クリーンセンター及び隣接する余熱利用施設の「ララ松本」や野球場の照明に使用し、余剰電力は売電した。	昨年度は38,572,820kWh（前年比△2.3%）を発電、松本クリーンセンターやララ松本で約4割を利用し、残りの22,786,173kWh（前年比△5.2%）を売電した。	今年度もサーマルリサイクルの取り組みを継続するため施設の適正かつ効率的な運営に努める。		
		1-18	公共施設への木質バイオマス利用設備の率先導入	施設所管課と協業し、公共施設への木質バイオマスの熱利用や発電の設備導入を目指す。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	波田駅周辺地区再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託において、新設する松本市立病院の給湯熱源として、木質チップボイラーの導入可能性を検討した。	調査結果として、一定の導入効果が認められた。一方で、病院建設の基本設計を実施している設計事務所からは、木質チップボイラーの導入により、施設の一次消費エネルギーの増加が指摘された。	新設される松本市立病院への木質チップボイラーの導入について、病院建設課と共に引き続き導入に向け、具体的な検討を進めていく。		
		1-19	地中熱、下水熱、温泉熱などを利用した温度差熱利用設備の導入	公共施設マネジメント課及び下水道課等と公共施設への導入に向けた技術的な検討を進める。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	松本市基幹博物館に地中熱利用空調機を導入した。	63.5kWと地中熱利用として市内では最大出力の設備導入を行った。	引続き施設の新築や大規模改修等のタイミングを中心として導入可能性のある設備を検討していく。		
		1-20	既存の再生可能エネルギー設備の適正な維持管理及び更新	既に導入済みの再生可能エネルギー設備を良好に稼働させるための維持管理や経年劣化時の更新を実施する。	継続	C	継続実施	環境・地域エネルギー課			○	施設担当課及び公共施設マネジメント課により、設備の状態を監視した。	令和4年度時点で経年劣化により交換が必要となった設備はなし。	法定耐用年数を経過した設備を優先的に、施設担当課及び公共施設マネジメント課により設備の状態を注視していく。		

基本方針	取組方針	基本施策	No.	個別施策	取組内容	新規/拡充/継続	※効果の分類	スケジュール	主管課	進行状況			令和4年度実施内容	評価・検証	今年度以降の取組み	まとめ (環境・地域エネルギー課で記載)
										事業化 45	検討中 34	未着手 8				
	地域による主体的な再生可能エネルギーの活用	市域への再生可能エネルギーの導入拡大	1-21	PPA（電力販売契約）モデルによる太陽光発電設備や蓄電池設備の導入促進	PPA事業者が設置費用を負担して太陽光発電設備や蓄電池設備を設置するPPAモデルを導入し、市民や事業者への太陽光発電設備の導入を促進する。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○			PPA方式での太陽光発電設備の設置について情報収集を行い、市民への周知啓発の準備及び市民・事業者に対する支援制度の設計を実施した。	市民への周知啓発の準備及び市民・事業者に対する支援制度の設計を完了した。	令和5年度から、下記の事業を実施する。住宅向けとしては、松本「0円ソーラー」登録プランによるPPAモデルの周知啓発及びその設置事業者への補助を実施する。事業者向けとしては、50kW以上の自家消費型太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施する。	
			1-22	太陽熱利用設備の普及促進	市民・事業者に対し、太陽熱利用設備の導入を促す普及啓発を図るとともに、PPAモデル活用による大量普及の可能性を検討する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○		住宅用温暖化対策設備設置補助金により太陽熱利用設備の設置支援を行い、令和4年度の補助金交付申請数は1310件であった。（太陽熱利用設備は7件）	令和4年度はR3年度と比較し申請件数の増減なし。	太陽熱利用設備に対するPPAモデルの活用については今後の市場状況を注視したい。		
			1-23	住宅への再生可能エネルギーの導入に対する補助の推進	住宅用温暖化対策設備設置補助金制度を継続して実施するとともに、再生可能エネルギーが効果的に普及するための制度内容に随時、更新をしていく。	拡充	A	継続実施	環境・地域エネルギー課	○		R3年度と同様の補助事業を実施し、令和4年度の補助金交付申請数は1310件であった。	令和4年度はR3年度と比較し申請件数が27%増加した。	令和5年度から新たに、PPA・リースによる太陽光発電設備又は定置型蓄電設備の設置、及びEVの蓄電池利用に対する補助を開始する。		
			1-24	営農型太陽光発電設備の普及促進	農業従事者、地権者、発電事業者の3者による事業化が実現されるように支援・協力を努める。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、関係者同士の連携を行った。	再生可能エネルギー普及促進のための事業化支援をする場として、再エネ部会を立ち上げ、営農型太陽光発電についての実証試験事例について議論した。	再エネ部会で議論中の実証試験事例について、事業化に向けて検討を進める。		
			1-25	小水力発電の普及促進	小水力発電の導入を目指す事業者に対し、産官学が連携し、助言・協力を実施し、事業化の実現を目指す。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し再生可能エネルギー普及促進のための事業化支援をする場として、再エネ部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた再エネ部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、再エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。		
			1-26	バイオマスガス化発電及び熱利用の事業化の促進	バイオマスガス化発電及び熱利用の導入を目指す事業者に対し、産官学が連携し、助言・協力を実施し、事業化の実現を目指す。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し再生可能エネルギー普及促進のための事業化支援をする場として、再エネ部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた再エネ部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、再エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。		
			1-27	木質バイオマスストーブ等の普及促進	ペレット及び薪ストーブの導入に対する負担軽減のために補助金を交付し、木質バイオマスストーブ等の普及拡大を促進する。	継続	B	継続実施	森林環境課	○		補助金を43件に交付した。	前年度の37件から6件増の補助金交付を実施したことから、木質バイオマスストーブの普及促進を図ることができた。	今年度から、薪・ペレット兼用ストーブを新たに補助対象として事業を拡充し、再生可能エネルギーの普及促進を図る。		
			1-28	木質バイオマスの熱利用の拡大と燃料の安定供給	市内の燃料供給会社を中心とした各主体が協力し、燃料の製造・流通から熱利用（需要）までのサプライチェーンを構築することにより、燃料の安定供給と熱利用拡大を目指す。	拡充	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○		竜島温泉に設置済みの木質バイオマスチップボイラーに対し、継続的に木質チップ燃料の供給を行った。	設備設置後4年間に渡り燃料の供給を行ってきた。昨年度後半からはチップボイラーの稼働が安定し単独運転が可能となったが、燃料を安定的に供給することができた。	竜島温泉への燃料供給を継続的に行うと共に、新規需要の開拓について検討を行う。		
			1-29	地熱発電の事業化支援	安曇地区において、地熱発電の事業化を検討している企業や団体に対し、長野県や地元との調整等、事業化に向けた支援を実施する。	拡充	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	設備所有者である長野県担当者とは随時情報交換をすることとしている。	令和4年度には地熱発電の事業化を検討している企業や団体からの接触は無かった。	引続き長野県担当者との情報交換を継続する。		
			1-30	コミュニティ主導型の再生可能エネルギー事業の支援	市民参加型で薪等の生産と供給を担うしくみづくりを目指す「木の駅プロジェクト」や市民参加型共同発電等、地域が主体となる再生可能エネルギー事業の立上げを支援する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	脱炭素先行地域のスキームを活用し、乗鞍高原において地域利益型小水力発電事業の調査に着手した。また、同じく乗鞍高原において木の駅事業体制検討を実施した。	小水力発電による利益をどう地域に裨益させていくのか、具体的な仕組みづくりを今後進める必要がある。木の駅事業の体制づくりも同様に具体化が必要である。	小水力発電事業は、令和5年度中に特別目的会社の設立、座組を行う。一連の取組みを進めていく中で、裨益手法の深掘りを行う。木の駅事業は、令和6年度から地域内の修景伐採を試験的に扱い、スキルの習得や事業モデルの検討を進めていく。		
2	省エネルギー対策の強化と学びの推進	事業所に対する省エネルギー化対策の推進・支援	2-1	省エネルギー設備投資支援	松本市中小企業融資制度の商工業施設改善資金において、省エネ対策に係る設備投資に対し、一部利子補給を実施	継続	B	継続実施	商工課	○		省エネ対策に係る設備投資に対する申請を1件、エコオフィスまつもと認定事業者による申請を1件受け付けた。	過去2年は利用が0件であったが、コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、設備投資が徐々に回復してきている。	令和5年度から一部補給利率を引き上げ、継続して実施する。取扱金融機関等を通じて事業者に向けた周知を実施する。	・市域の省エネについては、住宅用温暖化対策設備設置補助金及び松本市中小企業融資制度を昨年度から継続して実施し省エネ設備導入の支援及び市民への周知・啓発を行った。住宅向けの省エネ設備補助については、今後新たに策定中の松本市住宅マスタープランに合わせて制度の見直しを検討していく予定である。	
2-2	事業所の新たな「省エネルギービジネス」の展開を目指した支援	産官学が連携し、各主体の知見やノウハウを生かし、新たな「省エネルギービジネス」の事業展開に向けた企業マッチング支援を実施する。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○		令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し「省エネルギービジネス」の事業展開のための事業化支援をする場として、省エネ建造物部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた省エネ建造物部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、省エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。	・市有施設の省エネについては、市有施設全体へのLEDの導入を検討した。令和5年度以降順次導入を図る。 ・ゼロカーボンにつながる学習や啓発の推進については、信州大学の講義との連携や松本市地球温暖化防止市民ネットワークとの協力による市民周知を行った。				
2-3	事業所の建築物における省エネ化の促進	産官学が連携し、省エネ建築に詳しい事業者や専門家の省エネに資する建築技術の知見やノウハウを生かし、市内民間事業所の省エネ化を展開していく。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○		令和4年2月に設立した松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動を通じ、産官学の連携を行った。	会員数は、設立当初の52者から令和5年3月末時点で115者まで拡大した。また会員間で必要な情報を共有し「省エネルギービジネス」の事業展開のための事業化支援をする場として、省エネ建造物部会を立ち上げた。	昨年度立ち上げた省エネ建造物部会を継続的に実施することに加え、会員専用SNSによる会員同士の情報共有の活性化を図ることで、省エネに関するニーズ・シーズのマッチング体制を強化する。					
2-4	エコオフィスまつもと認定事業	省エネルギー化、再エネの導入、ごみの減量化及びエコ通勤など環境配慮型の事業活動に対し、市が認定を行い、インセンティブを提供する認定制度の更なる普及拡大を目指す。	拡充	B	継続実施	環境・地域エネルギー課	○		・一つ星ランク：10社、二つ星ランク：8社、三つ星ランク：15社 ・三つ星ランクの認定を受けた事業所のうち特に優秀であった2事業所を表彰	事業者が環境配慮の取り組みを行うきっかけとして有効な制度だが、認定事業所数は増加しているものの微増であり、業種にも偏りが見受けられる。	より取り組みやすく、魅力ある制度にすることを模索し、認定事業所数のさらなる拡大を図る。					
2-5	家庭の省エネルギー化の推進	住宅の高断熱化	住宅用温暖化対策設備設置補助金制度の利用拡大を促し、窓・ドアなどの開口部断熱改修を推進し、省エネルギー化と共に、ヒートショックなどの健康被害を減らす「市民のコベネフィット」を進める。	継続	A	継続実施	環境・地域エネルギー課	○		R3年度と同様の補助事業を実施し、令和4年度の補助金交付申請数は1310件であった。（開口部断熱改修は420件）	令和4年度はR3年度と比較し申請件数が27%増加した。（開口部断熱改修は26%増加）	住宅マスタープランの改定に合わせ、R6年度以降制度の改変を図る。				
2-6	高効率設備及びHEMS等の普及促進	LED照明、高効率給湯器、蓄電池設備及びHEMS等の省エネに資する設備を普及促進するため、住宅用温暖化対策設備設置補助金制度の利用拡大を促すと同時に、補助制度の見直しを目指す。	拡充	A	継続実施	環境・地域エネルギー課（令和5年度から住宅課）	○		R3年度と同様の補助事業を実施し、令和4年度の補助金交付申請数は1310件であった。（LEDは74件、高効率給湯器は830件、蓄電設備は58件）	令和4年度はR3年度と比較し申請件数が27%増加した。（LEDは15%減少、高効率給湯器は31%増加、蓄電設備は増減なし）	給湯器（再エネ給湯器以外）は故障による買い替えが大半であり、省エネへの貢献度が低い。LEDは蛍光灯機器の生産終了につき選択肢がない。以上から、この2点はR6年度から取り止めとし、より省エネへの貢献度の高い補助内容を検討していく。					
2-7	エネルギー貧困への対応	経済的な理由から省エネルギー化が図れない「エネルギー貧困」という新たな課題に対し、具体的な解決策を検討していく。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	エネルギー等の物価高騰に対する支援策として、低所得の子育て世帯に対し子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。	エネルギー等の物価高騰に対する暫定的な支援策として導入した。	子育て世帯生活支援特別給付金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施した暫定的な支援策であることから、今後は恒久的な支援策について検討する。					

基本方針	取組方針	基本施策	No.	個別施策	取組内容	新規/拡充/継続	※効果の分類	スケジュール	主管課	進行状況			令和4年度実施内容	評価・検証	今年度以降の取組み	まとめ (環境・地域エネルギー課で記載)		
										事業化 45	検討中 34	未着手 8						
基本方針	取組方針	公共施設の省エネルギー化の推進	2-8	高効率設備及びBEMS等の導入推進	公共施設の新築及び改修工事の際には、松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、LED照明、高効率給湯器、ヒートポンプ式の空調などの高効率機器及びBEMS等の導入を推進する。	拡充	B	2030年まで	公共施設マネジメント課	○			菅野小・梓川小の大規模改修工事の際に、LED照明の採用を行った。	費用対効果を見極めながら、省エネ効果の高いものを採用した。	費用対効果を見極めながら、省エネ効果の高いものを採用していく。			
			2-9	建築物の高断熱化の推進	公共施設の新築及び改修工事の際には、松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、断熱性能の高いサッシの採用、壁・屋根に対する高断熱化を実施する。	拡充	B	2030年まで	公共施設マネジメント課	○			菅野小・梓川小の大規模改修工事の際に、ペアガラスの採用、壁・屋根に対する高断熱化を実施した。	費用対効果を見極めながら、省エネ効果の高いものを採用した。	費用対効果を見極めながら、省エネ効果の高いものを採用していく。			
			2-10	建築物のZEB化の推進	公共施設の新築の際には、ZEBの導入可能性を検討し、積極的に公共施設のZEB化を推進する。	新規	B	2030年まで	公共施設マネジメント課	○			初年度は、児童センター新築工事の実施設計の際に、NearLy ZEB以上となるかどうかの検証を行った。	費用対効果を見極めながら、省エネ効果の高いものを採用した。	新築する際は、基本設計の中で、原則NearLy ZEB以上の検証を行う。			
			2-11	松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の強化及び推進	ハード整備及び施設の運用改善等による省エネ化を図り、公共施設の脱炭素化を実現するため、松本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を強化・推進する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○			省エネ設備整備として、庁舎を含む市有施設の照明LED化の計画策定を行った。	令和5年度実施事業として、本庁舎・東庁舎・大手事務所のLED化について、予算化（リース案件のため債務負担行為）を行った。	令和5年度に、LED化が必要な市有施設の照明調査を行い、令和6年度以降の施設LED化計画を策定する。			
			2-12	環境配慮契約法に則った事業契約の推進	環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約に関する方針に基づき、引き続き環境に配慮した契約事務を推進する。	継続	B	2030年まで	契約管財課	○			環境配慮契約法の対象となる「建築物の設計に関する契約」においては、環境に配慮した契約事務は未実施です。 なお、建設工事においては、総合評価落札方式による入札において、対象となる企業が「Ecoオフィスまっもと」の認定に関する取組みの状況に応じて評価点に加点し、落札決定しました。	建設工事における総合評価落札方式による入札の実施件数：16件	建設工事における入札において、対象となる企業が「Ecoオフィスまっもと」の認定に関する取組みの状況に応じて評価点に加点し、落札決定します。			
		新技術の導入	2-13	住宅への新技術の導入促進	IoT家電とEMSを組み合わせた次世代型住宅用省エネルギーシステム等、新技術の動向を注視しながら、新技術に関する補助金制度を創設し、普及促進を図る。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○		新技術や他の市町村の支援動向について情報収集を行った。	現時点で補助制度として採用可能な案件はないと判断したため、情報収集に留まった。		引き続き新技術や他の市町村の支援動向について情報収集を行う。	
			2-14	CO ₂ 回収・貯留技術の導入推進	CO ₂ 回収・貯留技術の動向の情報収集を行い、技術的なノウハウのある企業と共に公共施設をはじめとした市内施設への導入を研究していく。	新規	B	2050年まで	環境・地域エネルギー課			○		技術動向について情報収集を行った。	現時点での実現可能性は低いため、情報収集を行っているものの具体的な取組みは未着手。		引き続き技術動向や他地域での実証例について注視する。	
		カーボンオフセットインセンティブの活用	2-15	非化石証書の事業化	地域新電力会社が、市内発電事業者と、市外の松本産電力を購入したい需要家をマッチングさせ、グリーン電力や非化石証書の販売等、新たなビジネスモデルを確立する。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○		1-3における地域エネルギー事業会社の設立検討とあわせて、検討中。	現時点では地域エネルギー事業会社の方向性として、地域の調達可能な電源の範囲で地域内に再エネを供給する事業を主な事業として想定しており、本事業は将来的な事業化を想定している。		1-3における地域エネルギー事業会社の設立検討を進め、安定的な設立後、将来的な事業化の可能性を検討する。	
			2-16	ガス燃料のカーボンニュートラルガスへの転換	ガス事業者等と協力しながら、メタネーション技術等で作られたカーボンニュートラルガスの普及を促進する。	新規	A	2050年まで	環境・地域エネルギー課			○		松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの会員である市内都市ガス販売事業者においてカーボンニュートラルガスの取扱いを開始した。	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの定例フォーラムの中でカーボンニュートラルガスの販売開始についての周知を実施した。		松本平ゼロカーボン・コンソーシアムを活用し引き続き周知を行っていく。	
		環境教育の推進		環境教育の推進	2-17	保育園・学校における環境学習の推進	保育園や学校に対し、温暖化対策やゼロカーボンの視点を加えた環境学習を推進する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	計画策定初年度であり、既存のプログラム（ごみの分別、食品ロス削減）にて環境教育を実施したため、温暖化対策やゼロカーボンの視点を加えた環境学習の実施なし。		実施なしのため、評価・検証なし。	小学3年生を対象とした食品ロス削減に関する既存の参加型環境教育について、温暖化対策やゼロカーボンの視点を加えることを検討する。 またeeネットと連携し、小中学生向けのゼロカーボンに特化した講座の開催について検討する。
					2-18	若者と共に学びあう環境学習の推進	大学生や高校生等の若者と共に気候危機や温暖化対策について学び、若者の意識を共有しながら、施策への反映や取組み全体の機運醸成につなげる。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	信州大学の授業の一環として松本市の現況や市の施策について大学生に向けて共有を行った。		大学生の意識を市の職員が把握する機会、そして共に学びあえる機会となった。	令和5年度は環境審議会の委員として大学生にも参画いただくこととなった。若者の意見を今後の施策検討に活かす。 また気候市民会議を立ち上げ、若者の意見を聞く機会を創生する。
					2-19	多様な身近な環境学習機会の提供・支援	これまで実施しているエコスクール事業にゼロカーボンの視点を加え、市民への啓発を進める。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	14回エコスクールを開催し、のべ225人の市民が参加した。（生物多様性エコスクール含む）新たに省エネルギー・再生可能エネルギーに関する講座を追加。		現状では、ゼロカーボンの視点を踏まえた講座は少ない。実施しているエコスクール全体の参加者アンケートでは、約9割の参加者が「満足」と回答している。	ゼロカーボンの視点を踏まえた講座の追加を検討しつつ、より多くの市民に本市の豊かな自然環境に親しみ、環境問題に関心を持っていただく機会とするため、事業を継続していく。
啓発活動の推進		啓発活動の推進	2-20	各種関係機関・団体と協力した周知啓発	各種機関及び団体と協力し、ゼロカーボンに必要な取組の周知・啓発を実施し、市民・事業者のライフスタイルやビジネススタイルの転換を促す。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	松本市地球温暖化防止民ネットワークと協力し、様々なイベントでゼロカーボンや地球温暖化防止のための活動を行った。	若い世代の方たちにゼロカーボンについて知っていただける機会であり、ライフスタイルの転換を促せている。	今後も市民団体と協力し、更なるゼロカーボンに繋がる取組の周知・啓発を継続していく。			
			2-21	エンカルの消費の促進	環境への負荷の小さい製品や、サービスを優先的に購入する「グリーン購入」、地元商品を購入する「地産地消」等のエンカル消費を促進する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	庁内におけるグリーン購入の推進及び実績の集計を行った。また中町商店街にてウェルカムスタンプラリーを開催し、Think Local Buy Localの推進を図った。	令和4年度のグリーン購入率は82%となり、令和3年度実績である81%と比較しほぼ横ばいだった。ウェルカムスタンプラリーの開催では、56店舗が参加した。	引き続きグリーン購入及び地産地消の推進を継続する。			
			2-22	家庭における省エネ推進事業	夏と冬の節電強化期間にあわせ、節電手法の説明等に加え、「ゼロカーボン化」に関する情報を市の広報やホームページに掲載し、市民に対し広く周知啓発を実施する。	拡充	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	市の公式動画配信サイトにおいて、断熱改修など節電のために市民が取り組める内容について周知を行った。	動画に対し市民の方から複数の反響をいただいた。	引き続き市民向けの周知として効果的な媒体を用いて、節電のために市民が取り組める内容について周知を行っていく。			
			2-23	エコドライブの推進	エコドライブやアイドリングストップに関する啓発を市ホームページ、広報誌及びイベント等で実施する。	継続	B	継続実施	環境・地域エネルギー課			○	市のホームページにて、エコドライブ普及推進協議会の提唱する「エコドライブ10のすすめ」について周知を行った。	より効果的な周知の方法について検討する必要がある。	引き続き周知を行うとともに、モビリティの最新動向に関する情報収集を行う。			
			2-24	国及び長野県の施策に対する協力	国及び長野県の施策実現に向けて、市民への周知啓発等、積極的に協力する。	拡充	E	2030年まで	環境・地域エネルギー課			○	長野県の事業について市民への周知を行った。また松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの枠組みを使用し、国の事業について会員への周知を行った。	国・長野県・市町村の制度を合せて市民や事業者等に周知することで、より効果的な周知が行えていると考える。	引き続き長野県担当者との接触や松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの枠組みの活用を通じて制度の共有を行っていく。			

基本方針	取組方針	基本施策	No.	個別施策	取組内容	新規/拡充/継続	※効果の分類	スケジュール	主管課	進行状況			令和4年度実施内容	評価・検証	今年度以降の取組み	まとめ (環境・地域エネルギー課で記載)
										事業化 45	検討中 34	未着手 8				
3 脱炭素に寄与する社会基盤の構築	〇〇〇〇 3 環境脱炭素型まちづくりの推進	エネルギーの効率化等による脱炭素型まちづくりの推進	3-1	脱炭素型モデル地区の実現	脱炭素型モデル地区を2030年度までに実現し、2030年度以降の市内全域への水平展開を目指す。	新規	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○			<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗鞍高原地域が令和4年4月に国のモデル事業「脱炭素先行地域」に選定された。 ・ 脱炭素先行地域計画の主軸となる小水力発電施設は、環境調査を実施し、正常流量の検討を行った。 ・ 国の財政支援を受け、地域内の宿泊施設や家庭における脱炭素設備導入に対し補助を実施した。 ・ 街型のモデル地区として、波田地区（支所周辺）における公共施設群を中心とした脱炭素化の手法を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は、先行地域選定初年度につき、小水力発電や設備導入補助の着手に終始したため、市内他地域への水平展開に向けた検討には至らなかった。 ・ 山型の地域脱炭素のショーケースとして、取組みの積極的な情報発信が必要 ・ 街型モデルの取組内容の具体化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力発電事業は、令和5年度に事業者（SPC）を組成するとともに、基本設計に着手する。併せて、のりくら高原ミライズ構想協議会プロジェクトチームにおいて、地域裨益性をどう持たせていくかについて検討を進めていく。 ・ R8年度末の小水力発電稼働以降、地域新電力を通じ、乗鞍高原内の需要家へ再エネ由来の電力を供給し、2030年（R12年）の脱炭素実現させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素型モデル地区の実現については、脱炭素先行地域のスキームを活用し、乗鞍を「山型モデル」とするための事業を開始した。また波田駅周辺地区再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託において「街型モデル」を構築するための検討を行った。 ・ 公共交通基盤の整備については、「ぐるっとまつもと」公設民営バスの制度準備を行い、令和5年4月1日から制度を開始することができた。また路線バスのQRコード決済導入実証試験の実施や平田駅パークアンドライド駐車場のキャッシュレス決済の導入等、公共交通機関の利便性向上に向けた取組みを行った。また自転車通行空間・駐輪場・シェアサイクルのサイクルステーションの整備等、自転車の利便性向上に向けた取組みも行った。 ・ プラスチックの再資源化については、製品プラスチックを新たに令和5年度から再資源化できるよう、分別基準の策定や収集体制を構築すると共に、分別変更に係る市民周知を行った。脱炭素先行地域である安曇地区大野川区においては、市内他地域に先駆けて令和5年1月から「プラスチック資源」として容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を開始した。 ・ ワンウェイプラスチック削減ミッションについては、アクアスポットswee（無料給水設備）の追加設置や「まつもとエコ旅宣言」の発出及び「まつもとエコ旅キャンペーン」の実施、テイクアウト容器リユースシステム構築事業の開始等を行った。 ・ 食品ロス削減については、フードシェアリングサービスの推進（Kuradashi、まつもとタバスケ）や第1回もつたないクッキングランプリの開催等を行った。
			3-2	コンパクト・プラス・ネットワークの推進	居住や福祉・医療・商業等の都市機能を誘導し、コンパクト・プラス・ネットワークを推進することで、エネルギー効率の良いまちづくりを進める。	継続	A	2050年まで	都市計画課		○		都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘導を図るために、関係課との協議を行い手法の検証を実施した。	都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘導を図るために、関係課との協議を行い手法の検証を進める。	立地適正化計画の5年ごとの定期見直しに向け、防災指針の追加、駐車場配置適正化区域の区域拡大を含めた検証を行い、課題を整理する。	
			3-3	公共交通の利便性向上に向けた環境整備	公設民営体制の構築及び路線バス等の運行・再編事業	公設民営体制を構築し、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、沿線地域から中心街への幹線バス、地区内及び地区間の支線バス等を再整備し、中心市街地及び地区内の移動に利用できるサービス水準を確保する。	新規	A	2030年まで	公共交通課		○	新たな路線バスの制度「ぐるっとまつもと」公設民営バスを令和5年4月1日から開始するため、市民への説明会をブロック別7回、地区別22回開催した。	路線再編を行ったことにより、一部の利用者からは不便になったとの意見をいただいている。	令和5年10月からエリア全域の対象路線を運行する事業者と5年間の複数年協定を結ぶことにより、計画的な車両等の設備投資や運転手の採用など、路線バス事業運営の安定化を図り、将来にわたって持続可能な交通サービスを提供できる体制を構築する。	
			3-4	シームレスな乗換えを実現する交通拠点の整備	パークアンドライドの機能向上や、松本駅周辺の交通ハブ機能強化など「交通結節機能」を充実させることでバス、鉄道、自転車、シェアサイクル等への切れ目のない乗換えを促進する。	拡充	B	2030年まで	交通ネットワーク課		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平田駅パークアンドライド駐車場について、機器更新に伴いキャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性向上を図った。 ・ 松本駅周辺の交通ハブ強化について、バスターミナルから松本駅前広場のバス乗り場の移設について、関係交通事業者と協議を行った。 	利用が好調な平田駅パークアンドライド駐車場について、リアルタイムの空き台数情報を公表し利便性向上が図られた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平田駅パークアンドライド駐車場について、舗装補修に合わせ区画線を引き直して駐車可能台数を増やし、利用者の利便性向上を図る。 ・ 松本駅周辺の交通ハブ強化について、関係交通事業者との協議を進めるとともに、交通以外の関係者も含めた調整会議での合意形成を図る。 		
			3-5	公共交通のキャッシュレス化と運賃政策による円滑な利用促進	路線バスの決済をキャッシュレス化するとともに、様々な交通手段の利用や決済を一元化するアプリ等の導入の検討などMaaSを推進する。合わせて、利用しやすい運賃設定を行い、公共交通の円滑な利用を促進する。	新規	B	2030年まで	交通ネットワーク課		○	QRコードを活用した決済方式により、4月から一部路線で実証実験を開始した。	アンケート結果等から、現在、実証実験で用いている、スマホアプリを使った方式は、利用者から一定の評価を得られた。一方、「アプリのインストール」、「初期設定の必要」など、煩わしいとの評価も一定数あり、課題がある。	令和5年度に対象を全路線へ拡充するとともに、QRコード方式に加え、クレジットカード決済方式導入など機能を拡充し、本格運用を開始する。		
			3-6	公共交通利用促進に向けた情報発信	交通マップ・時刻表、経路検索サービス及び信州ナビ・バスロケーションシステムなどを活用し、地域内外の公共交通利用者へ積極的な情報提供を行う。	新規	B	2030年まで	公共交通課		○	松本市内の全ての路線バス情報を標準的なバス情報フォーマットであるGTF S-J Pとして整備し、Googleマップ等にバス停の位置情報等を掲載し、令和5年4月から経路検索を可能とするための情報を整えた。	令和5年4月より主要な乗換案内サービスにおいて、松本市内の全ての路線バス情報（時刻表、乗換方法、経路、運賃等）が検索可能となる。	利用方法等について市民及び観光客に周知し、バス利用の利便性向上を図る。		
			3-7	自転車の利用促進に向けた環境整備	自転車通行空間の整備	松本市自転車活用推進計画に位置付けるネットワーク計画に基づき、日常移動及び観光・レクリエーションのためのネットワーク路線と公共交通結節点との接続を確保する。	継続	B	2030年まで	自転車推進課		○	計画に基づき自転車通行空間を新たに8.18km整備した。	自転車通行空間の整備により、安全な自転車利用が進み、前年に比べ自転車の事故件数が約26%減少した。	計画に基づき整備に取組む。	
			3-8	地域のニーズに応じた駐輪環境の整備推進	サイクルアンドライドを支援する駐輪環境や中心市街地における小規模駐輪施設等、地域のニーズに応じた駐輪環境の整備を推進する。	拡充	B	2030年まで	自転車推進課		○	松本駅周辺の自転車利用環境向上のため、一時駐輪ができる有料自転車駐輪場において、無料利用時間を延長した。	自転車駐輪場利用者から、時間に余裕を持って、滞在、買物ができるといったと評価する意見をいただいた。	松本駅周辺の自転車利用環境向上のため、ニーズに応じた駐輪環境の整備に取り組んだ。		
			3-9	シェアサイクルの運用、利用促進	シェアサイクルを「公共的な交通手段」と位置付け、鉄道駅周辺へのサイクルステーション設置により、鉄道やバスから乗り換える交通手段として活用する。	拡充	B	2030年まで	自転車推進課		○	新たにサイクルステーションを3か所設置した。また、市街地で開催されるイベント等の際、イベントのHP等でシェアサイクルの情報を発信し利用を促した。	利用エリアを拡大したことや、イベントにおける周知により、利用回数は前年度比約37%増加した。	利用増加に合わせて、ステーションの増設及び自転車の増台を行う。		
			3-10	啓発による自家用車からの転換	エコ通勤の推進	過度な自動車利用から公共交通、自転車及び徒歩による移動を促すとともに、企業等に対し、時差出勤やテレワーク等の取組みを啓発し、自動車の総量抑制や通勤時間帯の交通量ピーク分散による渋滞緩和を図る。	継続	B	継続実施	交通ネットワーク課		○	渋滞対策として、道路整備事業箇所での早期着手・完了に向けた調整等を関係機関と連携し、情報共有を行った。また、R3年度に実施した時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みについて、企業数・事業所数を拡大して実施した。（R3：4社→令和4：17社）	取組者へのアンケート結果から、通勤時間の短縮、特定の道路や交差点の渋滞緩和、交通安全の向上及び排気ガス削減等を実感したという本取組みに肯定的な意見が多数あった。	渋滞対策について、多くの企業・事業所に時差出勤やテレワークの取組みを呼びかけ、通勤時間帯のピーク分散を拡大する。	
			3-11	自転車の利用促進	買い物や近距離の移動等、日常的な自転車利用を促進するとともに、民間の企業・団体に対しては、「自転車通勤制度導入」や「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトへの参画を奨励するなど広報啓発を実施する。	拡充	B	2030年まで	自転車推進課		○	市HPや事業所向け広報で、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト等について周知をした。また、自転車通行空間整備について、広報誌、SNS、YouTube動画等、様々なチャネルで情報発信をした。	自転車利用促進に向け、着実にハード整備や広報啓発等に取り組んだ。	市民、企業、団体に向け、自転車利用促進に向けた広報啓発に取り組む。JapanAlpsCyclingRoadの活用促進のため、観光部局と連携し周知に取り組む。		
			3-12	生活における公共交通利用の促進	地域への公共交通に関する情報提供に加え、地域からの課題・要望を収集し改善策につなげる。また、全庁的に連携を図り、積極的な利用促進に向けた啓発に取り組む。	拡充	B	2030年まで	公共交通課		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ぐるっとまつもと」公設民営バス運行開始に伴い、利用者等に周知をはかるため、利用促進ポスターを作成した。 ・ 地域の取組みによる利用促進事業として、寿地区及び今井地区の各地域を走る路線バスの路線図を掲載した時刻表を作成した。 ・ 小学校3校へバス（参加609人）、小学校3校へ電車乗り方教室（参加291人）を行い公共交通の啓発を図った。 	公共交通の利用促進に向け、各種利用促進事業に取り組んだ。	「ぐるっとまつもと」公設民営バス運行開始に伴い、利用者等へのアンケート調査を実施し、更なる利用促進に取り組む。		
			3-13	効率的な輸送手段の推進	カーシェアリング等の普及促進	民間事業者等による超小型電動乗用車や電動バイク等の活用を含めたカーシェアリングの普及に向け、支援を検討していく。	新規	B	2050年まで	環境・地域エネルギー課		○	カーシェアリング事業の実施に向け、民間事業者と打合せを計3回実施した。	公用車としての利用率や一般の方の利用方法の整理など、カーシェアリング事業を実施した場合の課題整理をすることができた。	設置場所等、実施に向けたより詳細な検討を行い、事業実施に向けた予算措置を行う。	
			3-14	貨客混載の普及促進	バス等の公共交通機関による貨客混載サービスの可能性を検討する。	新規	B	2050年まで	公共交通課		○	アルピコ交通㈱とヤマト運輸が連携し、安曇地域を運行する路線バスで宅急便の荷物を輸送している。	地域限定になりますが、R2年から民間事業者が路線バスを利用し貨客混在に取り組んでいる。	路線バス運行業者と課題等について協議をしていく。		
			3-15	新技術の導入	自動運転等の実用化の検討	人流、物流の効率化を図るため、自動運転等の実用化を研究・検討し、オンデマンド交通等の新たな交通手段の活用を目指す。	新規	B	2050年まで	交通ネットワーク課・公共交通課		○	自動運転の研究で先行する塩尻市が主催する塩尻MaaS協議会への参画や、塩尻市先端産業振興室の自動運転試乗会へ参加した。	自動運転は研究まで、オンデマンド交通については、市内モデル2地区を選定し、次年度の実証運行実施を決定した。	自動運転は引き続き先行事例の情報を収集しながら研究を続ける。オンデマンド交通についてはモデル2地区で実証運行を実施する。	
			3-16	水素等の利用促進	水素等の次世代エネルギーに係る最新技術の動向について情報収集を行うとともに、導入に向けた検討を進めていく。	継続	B	2050年まで	環境・地域エネルギー課		○	技術動向について情報収集を行った。	現時点での実現可能性は低いため、情報収集を行っているものの具体的な取組みは未着手。	引続き技術動向や他地域での実証例について注視する。		
			3-17	環境配慮自動車の普及促進	電気自動車（EV）の普及促進	市の公用車の更新に合わせ、EVを率先導入する。また、充電ステーションを長野県と協力しながら市域への整備を進め、家庭用充電設備の導入補助を実施する等、市域へのEV車の普及促進を図る。	拡充	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	市の公用車としては、カーシェアによるEV導入について検討した。市民向けとしては、R3年度から継続してV2H設置に対する補助を実施した。またEVの蓄電池利用に対する補助制度を検討した。	EVの蓄電池利用に対し、令和5年度から制度を開始するための準備を完了した。	カーシェアによる公用車としてのEV導入については、事業者と導入に向けた具体的な検討を実施する。また市民向けとしては、引続きV2H設置に対する補助を実施すると共に、新たにEVの蓄電池利用に対する補助を行う。	
			3-18	水素自動車（FCV）の普及促進	水素自動車及び水素ステーションについて、民間事業者による水素ステーションの誘致等のインフラ整備と合わせ、市域へのFCV車の普及促進を図る。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課		○	県内水素ステーションの視察を行い、設置事業者の考えや課題等の情報収集を行った。	ステーションの設置に対する課題を理解することができた。	長野県次世代自動車インフラ整備ビジョンに沿った長野県の動きを注視すると共に、引続き情報収集に努める。		

基本方針	取組方針	基本施策	No.	個別施策	取組内容	新規/拡充/継続	※効果の分類	スケジュール	主管課	進行状況			令和4年度実施内容	評価・検証	今年度以降の取組み	まとめ (環境・地域エネルギー課で記載)	
										事業化	検討中	未着手					
	森林による吸収源対策の推進		3-19	森林整備・里山整備の推進	森林の有する多面的機能維持のため、市有林の計画的な整備に加え、森林組合、個人、財産区等所有の森林整備に対する補助を継続実施する。また、市民協働による里山づくりを促進する。	継続	C	継続実施	森林環境課	○			奈川曾倉沢団地で市有林整備を6.26ha実施した。	市有林を計画的に整備するとともに、その他民有林においても森林整備の促進が図られた。	引き続き市有林の計画的な整備と、個人有林等の森林整備促進を目的とした(高上げ)補助を継続する。		
			3-20	松枯れ対策事業	松枯れ被害対策による樹種転換を含めた森林吸収源を確保する。	拡充	C	継続実施	森林環境課	○			岡田地区他で樹種転換等事業を49.3ha実施した。	林業事業者による樹種転換事業等により、森林整備の促進が図られた。	樹種転換事業等を継続する。		
			3-21	地域産木材を利用したエコ住宅の普及促進	県産材カラマツ材の住宅建築への普及を図るため、住宅の新築・リフォームにカラマツ材を利用することに対し、補助金を交付する。	継続	B	継続実施	森林環境課	○			補助金を5件に交付した。	補助対象となったカラマツの使用材積量は、前年度比12.7%増の36.73m ³ となり、カラマツ材の活用促進が図られた。	引き続き補助事業を実施し、地域資源であるカラマツ材の活用促進を図る。		
	緑化整備による吸収源対策の推進			3-22	住宅の緑化支援	緑豊かな景観形成促進のため、生垣の設置費用補助、新築記念樹交付及び誕生記念樹交付を行う。	継続	C	継続実施	公園緑地課	○			生垣の設置費用補助、新築記念樹交付及び誕生記念樹交付を行い、緑豊かな景観形成を促進した。	生垣補助、記念樹交付とも計画どおり執行した。		今年度も生垣補助、記念樹交付を継続して実施する。
				3-23	都市緑化の推進	グリーンインフラを活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるとともに、都市施設や土地利用に緑の多様な機能を生かした取組みを推進する。	新規	B	2050年まで	都市計画課		○		令和4年3月に作成した松本まちなかグリーンインフラアクションプランを元に、検討会議(市民)6回、庁内検討会議6回、駅前関係者ワークショップ1回、職員学習会1回を開催した。	今後は松本まちなかグリーンインフラアクションプランに基づく22のアクション実現に向け、駅前横断の庁内検討チームを中心に具体的な取組みを進める。		松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象に地域と行政等の多様な主体が連携しながら取組みを進める。令和5年度は、パイロット事業として松本駅前広場に緑陰スペース創出事業、花時計公園にまちなか空間緑化推進事業を実施予定。
				3-24	環境に配慮した農業への支援	地球温暖化防止につながる営農活動に取組む農業者を支援する。	継続	C	継続実施	農政課	○			5団体が25ヘクタールで地球温暖化防止につながる環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組んだ。	事業を実施するには、慣行農法から化学肥料・化学合成農薬の5割低減に加え国際水準GAPを行うなどハードルが高く取組む農業者が増えている。		・環境保全型農業直接支払交付金事業を周知し取組者の増加に取り組む。 ・栽培作物の加温に多くの化石燃料を消費する施設園芸に省エネルギー資材等の導入を支援し、温室効果ガスの排出削減に取り組む。
	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進			3-25	家庭ごみ・生ごみ等の減量推進	一般廃棄物処理計画の改訂を行い、焼却施設更新等を見据えた家庭ごみ処理手数料有料化や生ごみ資源化等の資源化対象を拡大する等、一般廃棄物の削減に向けた取組みを推進する。	新規	A	2030年まで	環境業務課		○		資源化対象品目拡大のため、可燃ごみに分類し焼却処理している製品プラスチックを新たに令和5年度から再資源化できるよう、分別基準の策定や収集体制を構築するとともに、分別変更に係る市民周知を行った。	当初の予定どおり、製品プラスチックを令和5年度から新たに再資源化することとなり、資源化対象品目を拡大できた。		令和5年度から製品プラスチックの再資源化を行う。また、令和5年度に一般廃棄物処理計画(平成30年度～R9年度版)を中間改訂するとともに、引き続き、家庭ごみ処理手数料有料化や資源化対象品目の拡大に向けた研究を行う。
				3-26		一般家庭、店舗、事業所に対する生ごみ処理機の購入の補助や段ボールを使ったたい肥作り講習会を開催することによりごみ減量に対する市民意識の高揚を図る。	継続	B	継続実施	環境業務課	○			ごみ減量機器購入費補助を219件(コンポスト60件、生ごみ処理機119件、剪定木処理機40件)に実施した。 また、公民館で段ボールを使った生ごみたい肥講習会を5回実施し、53人が参加した。	ごみ減量機器購入費補助件数は昨年度から増加するとともに、段ボールを使った生ごみたい肥講習会には各回一定の参加者がいることから、ごみの減量に対する市民意識の高揚につながっている。		今年度以降も引き続き、ごみ減量機器購入費を補助することによりごみ減量に対する市民意識の高揚を図る。 また、令和5年度は段ボールを使った生ごみたい肥講習会を市環境衛生協議会連合会の研修形式で開催する。
				3-27	プラスチックごみの減量推進	脱プラやマイボトルの活用などライフスタイル及びビジネススタイルの転換を促すきっかけをつくる。	新規	B	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○			・マイボトル利用促進のため、アクアスポットswee(無料給水設備)を、新たに市内5か所に追加設置 ・テイクアウト利用時に発生するプラスチックごみを削減するため、テイクアウト容器リユースシステム構築事業を開始 ・使い捨てプラスチックに頼らない観光スタイルを市内外へPRするため、市と宿泊事業者団体と共同で「まつもとエコ旅宣言」を発売し、「まつもとエコ旅キャンペーン」を実施	いずれの取り組みもある程度の実績が見受けられ、家庭系可燃ごみのうちプラスチックごみの占める割合が減少していることから、市民の意識変革に本事業が寄与していると推察される。		プラスチックごみのさらなる削減に向けて、既存施策の周知・啓発や、新たな事業を展開するなどし、市民等の意識変革や行動変容を促す取り組みを強化していく。
				3-28		製品プラスチック等の再資源化を推進する。	新規	A	2030年まで	環境業務課	○			可燃ごみに分類し焼却処理している製品プラスチックを新たに令和5年度から再資源化できるよう、分別基準の策定や収集体制を構築するとともに、分別変更(容器包装プラスチックから「プラスチック資源」への変更)に係る市民周知を行った。 また、脱炭素先行地域である安曇地区大野川区においては、市内他地域に先駆けて令和5年1月から「プラスチック資源」として容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収を開始した。	プラスチック素材100%のものの中でも、長辺30センチメートル以下のものは「プラスチック資源」として指定ごみ袋により一括回収、指定29品目で長辺30センチメートルを超えるものは「大型プラスチック資源」としてプラスチック資源とは別に分別回収することとしたため、より多くのプラスチックごみを再資源化できるような制度が設計できた。 また、先行実施した大野川区におけるプラスチック資源回収増加量(分別変更により焼却処理ではなく再資源化された量)は約98kgであり、回収増加量分の二酸化炭素排出量を削減することができた。		令和5年度から分別変更し、市内全域で「プラスチック資源」及び「大型プラスチック資源」の再資源化を行う。 分別変更にあたり、引き続き市民に分かりやすい方法での周知啓発に努め、市民の分別意識の醸成を図る。
				3-29		指定ごみ袋の素材転換を検討する。	新規	B	2030年まで	環境業務課		○		焼却される可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、落ち葉・剪定枝用の指定ごみ袋について、環境に配慮した原料を配合した材質に変更できないか検討を行った。 また、一斉清掃等で使用するために市民へ配布している「松本市町会清掃用ごみ袋」について、バイオマスプラスチックが25パーセント配合された材質に変更した。	指定ごみ袋への導入については、安定的な原材料の確保や製造コストの大幅な増加などが考えられるため、直近での実施を見送ることとした。 町会清掃用ごみ袋については、材質変更したことにより焼却時に発生する二酸化炭素排出量を低減できたため、一定の成果が得られた。また、材質変更に合わせてゼロカーボンシティの実現に向けた市民へのメッセージを加えたことで、市民の意識醸成につながった。		指定ごみ袋への導入については、国内外の動向を注視しながら継続的な研究を行う。 町会清掃用ごみ袋については、継続的にバイオマスプラスチックが配合されたものを配布することで、二酸化炭素排出量の削減と市民のゼロカーボンへの意識醸成を図る。
				3-30	事業系ごみの減量推進	事業所や集合住宅から排出されるごみの分別、処理及び収集の適正化を推進する。	拡充	B	2030年まで	環境業務課		○			事業所から排出されるごみの適正処理を推進するため、71件の事業所に立入検査を行った。 また、集合住宅から排出されるごみのごみの分別及び適正処理に向けて、ごみの排出実態を把握するために集合住宅管理者へのアンケート調査を実施したり、集合住宅管理者やごみ収集業者との協議を行った。		事業所への立入検査を継続的に行っているため、ごみの排出方法が改善されている事業所もある。 集合住宅から排出されるごみについてはアンケート調査や協議を重ねていく中で、具体的な問題点が見いだせて、施策の検討が始められた。
	3-31	食品ロス削減の推進	「食品ロス削減推進計画」に基づき、家庭及び事業者における食品ロス削減を推進する。	拡充	A	2030年まで	環境・地域エネルギー課	○				・広報まつもと、市HP、SNS等を活用した周知啓発 ・「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度 ・フードドライブ(年12回)、フレッシュフードシェア(年24回)等の実施による余剰食品の活用 ・まつもとフードシェアマーケットによるフードシェアリングサービスの推進(KuRadashi、まつもとタバスケ)	最新推計値であるR3年度の食品ロス量は前年度から486トン増加し、8,353トンであった。事業系食品ロス量は減少しているが、家庭系食品ロス量はR元年度から増加傾向に転じている。家庭で日常的にできる取組みについて、さらなる周知、実践の促進が必要である。	市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組みを行うことができるよう、周知啓発を行うとともに、より実践的な施策を推進していく。			
	3-32	廃食用油のバイオディーゼル燃料化の推進	市民から回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、車両の燃料等に有効活用する。	継続	B	2030年まで	環境業務課	○				廃食用油を11,439リットル回収した。精製されたバイオディーゼル燃料を活用し、12台のごみ収集車両を運用した。	廃食用油をバイオディーゼル燃料として再利用することで、ごみ収集車両における軽油の使用量を削減できている。	今年度以降も引き続き、廃食用油を分別回収しバイオディーゼル燃料に精製することで、ごみ収集車両の燃料に有効活用する。			
	3-33	剪定枝の再資源化推進	市公共施設から排出される剪定枝等の再資源化に加え、町会ごみ集積場に排出される草・葉・剪定枝についてもバイオマスエネルギーへの活用等、再資源化を推進する。	拡充	B	2030年まで	環境業務課		○			市公共施設から排出される剪定枝等の再資源化(チップ化)し、バイオマス発電の燃料及びセメントの原料として活用した。 町会ごみ集積場に排出される草・葉・剪定枝については、収集体制及び再資源化の手法について検討を行った。	市公共施設から排出される剪定枝等の再資源化量は917トンであり、焼却するごみ量の削減につながった。 町会ごみ集積場に排出される草・葉・剪定枝の再資源化については、より効果的な手法を継続的に検討する必要がある。	今年度以降も引き続き、市公共施設から排出される剪定枝等を再資源化する。 また、町会ごみ集積場に排出される草・葉・剪定枝の再資源化方法については、継続的な検討を行う。			

※効果の分類
A：市又は市+県の施策で大幅なGHG削減・再エネルギー導入に直結するもの、B：市又は市+県の施策で事業や生活の脱炭素化に寄与し、機運を醸成するもの
C：市又は市+県の施策で現在の脱炭素機能を維持するもの、D：市又は市+県の施策で付加価値を生み出すもの、E：国の施策